

太陽光発電施設等の遮蔽方法に関する事項

# 第10章 太陽光発電施設等の遮蔽方法に関する事項

## 1 背景と目的

太陽光発電施設を許可申請が必要な工作物として明記したことにより、行為地が主要な眺望場所から見えるものにあつては、行為地の出入口を限定し、当該出入口以外の行為地の周囲は、周辺の景観と調和するよう在来種による植栽又は木柵等により遮蔽措置を講ずることを、技術的細目として明記しました。

しかし、遮蔽方法によっては、逆に周辺や背後地の自然となじまない景観が形成されることが懸念されることから、景観の保全及び生態系の保全に関する配慮事項を定めるものです。

## 2 景観の保全に関する配慮事項

### (1) 回廊地区

#### ① 設置場所

現況平地に設置するよう努めてください。

#### ② パネル設置高

2m以下となるよう努めてください。

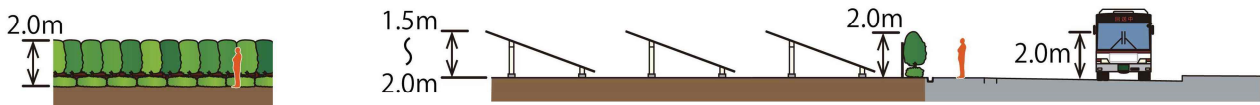
#### ③ 遮蔽方法

以下の標準図を参考としてください。

#### ● パネル設置高が1.5m以下の場合



#### ● パネル設置高が1.5m～2.0mの場合



(2) 保全・活用地区

① 設置場所

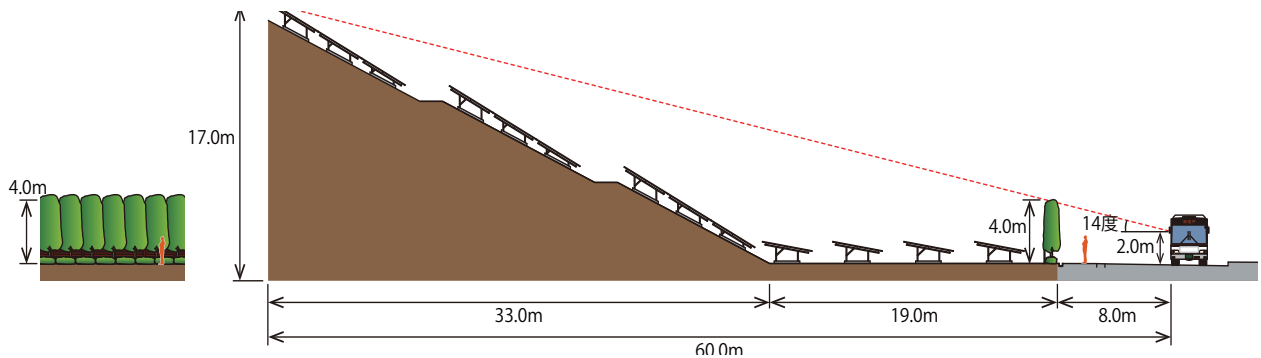
山地斜面を活用する場合は、切土を生じない自然がけ地とし、山地斜面への設置は必要最小限となるように努めてください。

② パネル設置高

斜面にパネルを設置する場合の地盤高は、視点場の高さ 2 m 地点から 14 度以内の範囲の高さに留めるよう努めてください。

③ 遮蔽方法

以下の標準図を参考としてください。



● 木柵 参考標準図

